

要求書

一、退職手当制定件

- 一、十年未満、モ、日給六十日分
- 二、十年以上、モ、日給五十日分
- 三、十五年以上、モ、日給四十日分
- 四、二十年以上、モ、日給三十日分
- 五、二十五年以上、モ、日給二十日分
- 六、三十年以上、モ、日給十日分

一、解雇手当制定件

勤続年限ニ拘ラズ日給九十日分ヲ給ス

一、勤続手当制定件

解雇、解雇手当共ニ退職手当率ヲ以テ支給スルコト

一、最低賃銀制定件

最低日給五百八十円

一、待遇改善ニ関スル件

- 一、(一) 會社、都合ニヨリ出勤時間短縮シタルトキ日給金額ヲ支給ス
- 二、(二) 病欠勤一回以上ニ亘ルキハ日給半額ヲ支給スルコト

一、工場衛生設備ニ関スル件

- 一、(一) 食堂、設置
- 二、(二) 更衣場、設置
- 三、(三) 洗面場、設置
- 四、(四) 通風設備、完全

以上